

公布された規則のあらまし

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第二号）

佐賀県税条例等の一部を改正する条例の施行期日（第一条中佐賀県税条例第四六条の一〇第一項の改正規定に係るものに限る。）は、公布の日とすることとした。ただし、一部の規定の施行期日は、平成二五年一月一日又は同年四月一日とすることとした。